

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成30年5月10日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1700378号
厚生局事案番号 : 九州(国)第1800002号

第1 結論

昭和44年*月から昭和45年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

昭和62年4月から昭和63年3月までの請求期間及び平成20年7月から平成21年*月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和44年*月から昭和45年3月まで
② 昭和62年4月から昭和63年3月まで
③ 平成20年7月から平成21年*月まで

請求期間①について、婚姻前の期間なので、母が私の国民年金の加入手続きをし、保険料を納付してくれていたと思う。未納となっている請求期間①を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

請求期間②及び③について、夫は国民年金保険料の免除期間となっているが、私は免除期間となっていない。役所に手続き等に行く際は夫と一緒にいたので、夫が手続きされていて私が手続きされていないのはおかしい。夫同様に国民年金保険料の免除期間としてほしい。

第3 判断の理由

1 基礎年金番号制度が導入された平成9年1月より前は、国民年金に加入する際は、加入者に国民年金手帳記号番号を払い出すこととされていたところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号(*)は、昭和46年6月に払い出されており、それより前に請求者に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はないことから、請求期間①は国民年金に未加入であり、請求期間①の国民年金保険料を納めることができなかったものと考えられる。

また、請求者の母親は既に亡くなっている上、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間①の国民年金保険料の納付に直接関与していなかったと陳述していることから、請求期間①に係る国民年金保険料の納付状況等は不明である。

このほか、請求者及び請求者の母親が、請求期間①について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間①について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

2 請求者が、請求期間②及び③に係る国民年金保険料の免除申請を行うためには、国民年金の加入手続きを行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号又は基礎年金番号（平成9年1月から使用されている制度共通の番号）が必要である。

しかしながら、A町の請求者に係る国民年金被保険者名簿及び国の国民年金被保険者台帳によると、昭和55年4月に不在確認された旨の記載が確認できる上、日本年金機構は、請求者の国民年金手帳記号番号（*）は、昭和46年6月に払い出されているものの、昭和55年4月に同町において不在確認がされてから、平成29年7月3日に請求者の国民年金手帳記号番号を用いて基礎年金番号が付番されるまで、請求者は不在被保険者（転出先が不明等住所が不明な被保険者）として取り扱われていた旨回答していることから、請求者が当該手帳記号番号で国民年金保険料の免除申請を行なったとは考え難い。

また、請求者に対し、別の国民年金手帳記号番号又は基礎年金番号が払い出された形跡はないことから、請求者が請求期間②及び③において別の国民年金手帳記号番号又は基礎年金番号で国民年金保険料の免除申請を行うことはできなかったものと考えられる。

さらに、請求者は請求期間②及び③に係る国民年金保険料の免除申請手続きについてB市役所で行なった旨主張しているところ、B市は、請求者の国民年金の資格記録及び免除記録について確認できないと回答している。

このほか、請求期間②及び③に係る請求者の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料はなく、免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間②及び③の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700379 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1800003 号

第 1 結論

昭和 46 年*月*日から昭和 51 年 3 月 9 日までの請求期間、昭和 51 年 5 月 14 日から昭和 52 年 4 月 1 日までの請求期間、昭和 54 年 7 月から昭和 62 年 6 月までの請求期間、昭和 63 年 4 月から同年 12 月までの請求期間及び平成 4 年 4 月から平成 23 年*月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 46 年*月*日から昭和 51 年 3 月 9 日まで
② 昭和 51 年 5 月 14 日から昭和 52 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 54 年 7 月から昭和 62 年 6 月まで
④ 昭和 63 年 4 月から同年 12 月まで
⑤ 平成 4 年 4 月から平成 23 年*月まで

請求期間①及び②については、両親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。当時は、経済的にも十二分に支払いが可能であり、国民年金保険料を納付していないはずはない。

請求期間③、④及び⑤については、記憶が定かではないが、国民年金保険料の納付書が郵便で届いていたので、自身で半年ごとに A 市役所の窓口で納付しただろう。

調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月より前は、国民年金に加入する際は、加入者に国民年金手帳記号番号を払い出すこととされていたところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号(*)は、昭和 60 年 9 月に払い出されたものと推認され、それより前に請求者に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はないことから、昭和 60 年 9 月の払出時点において、請求期間①、②及び③のうち、昭和 58 年 6 月までについては、既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金の加入手続及び当該期間に係る国民年金保険料を納付していたとする請求者の両親は既に亡くなっていることから、請求期間①及び②に係る国民年金保険料の納付状況等は不明である。

さらに、請求期間③、④及び⑤について、請求者は、記憶が定かではないが、A 市役所の窓口において国民年金保険料を納付した旨主張しているものの、前述の払出時点において、請求期間③のうち、昭和 58 年 7 月から昭和 60 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料は過年度となり、A 市は、市役所窓口において過年度保険料の収納は行っていなかった旨回答している。

加えて、オンライン記録によると、前述の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和 60 年 9 月に請求者が 20 歳に到達した昭和 46 年*月*日に遡って国民年金被保険者資

格を取得した事務処理（昭和 60 年 9 月 10 日処理）が行われ、その後、請求者が 60 歳に到達した平成 23 年*月*日に同被保険者資格を喪失した事務処理（平成 23 年*月*日処理）が行われていることから、請求期間①から⑤までの期間を含め、請求者の国民年金被保険者記録は同一の国民年金手帳記号番号（*）で一貫して管理されていたことがうかがえるところ、請求期間⑤には、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された平成 14 年 4 月以降の期間が含まれており、A 市は、市役所窓口における国民年金の現年度保険料の収納事務は平成 14 年 3 月までと回答していることから、請求期間⑤のうち、平成 14 年 4 月から平成 23 年*月までの期間に係る国民年金保険料を A 市役所の窓口では収納することができない上、請求期間は 5 期間で合計 403 か月と長期間であり、このような長期にわたり行政が請求者の国民年金保険料の収納に係る事務処理を繰り返して誤るとは考え難い。

このほか、請求者及び請求者の両親が、請求期間①から⑤までについて国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間①から⑤までについて、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑤までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700373 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800004 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 12 月 30 日から昭和 54 年 1 月 1 日まで
年金記録によると、私の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和 53 年 12 月 30 日となっている。

しかし、私が所持している昭和 54 年 1 月の給与支給明細書からは、昭和 53 年 12 月分の厚生年金保険料を控除されているので、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 54 年 1 月 1 日に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

厚生年金保険法第 19 条第 1 項によると、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされ、同法第 14 条では、厚生年金保険被保険者資格喪失の時期は適用事業所に使用されなくなった日の翌日とされている。

したがって、請求者の主張どおり昭和 53 年 12 月を被保険者期間とするには、同年 12 月 31 日まで請求者が A 社に使用されていなければならないが、同社が提出した請求者に係る人事記録によると、請求者の退職発令年月日は昭和 53 年 12 月 29 日であることが確認できる上、雇用保険被保険者記録でも、請求者の同社に係る離職日は、昭和 53 年 12 月 29 日と記録されていることから、同年 12 月は、厚生年金保険の被保険者期間には算入されない。

なお、A 社が提出した請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、当該通知書の資格喪失年月日欄には昭和 53 年 12 月 30 日と記載されており、当該資格喪失年月日は、請求者の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の喪失年月日及び請求期間当時、A 社が加入していた B 企業年金基金（当時は C 厚生年金基金）が提出した請求者に係る C 厚生年金基金加入員台帳に記録されている請求者の加入員資格喪失年月日と一致している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700371 号
厚生局事案番号 : 九州 (脱) 第 1800001 号

第 1 結論

昭和 29 年 4 月 1 日から昭和 35 年 11 月 1 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から昭和 35 年 11 月 1 日まで

支 給 済 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から昭和 29 年 11 月 6 日まで
② 昭和 29 年 11 月 8 日から昭和 35 年 11 月 1 日まで

請求期間について、脱退手当金を受け取った記録となっているが、当時は脱退手当金の制度も知らず、請求したことも、受取ったこともないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

脱退手当金の支給対象期間に昭和 32 年 9 月 30 日以前の期間が含まれていた場合、当該脱退手当金の支給庁である社会保険出張所 (当時) は、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省 (当時) に照会し、同省が管理していた厚生年金保険被保険者台帳 (以下「旧台帳」という。) の写しの交付を受ける取扱いとされていたところ、請求者の旧台帳には、前述の取扱いどおり、厚生省が、社会保険出張所に旧台帳の写しを交付したことを示す「回答済 36.9.28」の印が確認できる上、支給済期間②に係る A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の請求者の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはない。

また、請求者の厚生年金保険被保険者期間 (以下「厚年期間」という。) の被保険者記号番号は、請求期間である支給済期間① (B 社に係る厚年期間) 及び② (A 社に係る厚年期間) は同一番号で管理されているにもかかわらず、請求期間後の厚年期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。